



自分自身のために...親なき後の子どものために...

「成年後見制度」とは…

物事の判断能力が十分ではない人の意思を尊重しながら、家庭裁判所が選任した成年後見人等が財産管理や契約行為などを行い、認知症や障がいをもつ人を支援する制度です。

知っていますか？ 成年後見制度

鹿沼市成年後見センター（高齢福祉課内）

☎ (63)2175

鹿沼市成年後見センターへご相談ください

「鹿沼市成年後見センター」では、成年後見制度の利用に関する相談を受け付けています。

○認知症で通帳や印鑑を紛失し、必要な支払いができない。



○障がいのある子どもの親がいなくなった後が心配。



○身寄りがなく、将来が不安。



令和8年度 成年後見制度相談会

司法書士による相談会（予約制）を下記のとおり実施しています。

と き：午前10時～正午
（相談は1人1時間まで）

ところ：市役所内 会議室

相談料：無料

申 込：鹿沼市成年後見センターへ電話で。

令和8年度の開催予定

10月15日(木)	令和9年1月21日(木)
11月19日(木)	2月18日(木)
12月17日(木)	3月18日(木)

制度について
詳しくはこちら



厚生労働省
「成年後見はわかり」



複数の医療機関を受診していると、服用する薬の数も増える傾向にあります。その結果「同じような効き目の薬が処方される」ことや「薬の数が増え、飲み合わせによって副作用が起りやすくなる」などの可能性があります。

特に高齢の人は、飲み間違いや飲み忘れが増えたり、ふらつきや転倒、食欲低下などにつながったりする場合もあります。このように、多くの薬を服用することで健康に悪影響が生じる状態などを「ポリファーマシー」と言います。

○ポリファーマシーを知ろう



薬剤師さんに聞きました
効果的に薬を服用するために

保険年金課保健事業係 ☎ (63) 2246

○お薬手帳を活用しましょう

普段服用している薬を正しく把握することが大切です。複数の医療機関や薬局を利用していても、**お薬手帳は1冊にまとめ**、医師や薬剤師に提示しましょう。

また、市販薬やサプリメントを使用している場合も忘れずに伝えましょう。



薬剤師さんからのコメント

「薬の悩み、ご相談ください。」

薬のことで気になる症状や飲みにくさがある場合は、**自己判断で服用を中止せず、かかりつけ医や薬剤師に相談してください。**飲み合わせの確認や飲み方ごとに薬をまとめるなど、力になればと思っています。

薬を適切に管理し、安心して治療を続けていきましょう。